

福祉・介護事業所認証制度運営等支援業務委託について、次のとおり企画提案書の提案者を募集しますので公告します。

令和6年4月1日

奈良県知事 山下 真

1 一般事項

(1) 事業名

福祉・介護事業所認証制度運営等支援業務委託

(2) 募集する事業の内容

「奈良県福祉・介護事業所認証制度」について、更なる拡充を図るため、県内認証取得事業所の拡大のための支援を実施し、認証制度の充実と円滑な運営を行う。

(詳細は別紙「業務仕様書」のとおり)

(3) 提案方法

単独又は複数の法人等でグループを構成する者による企画提案によるものとする。

(4) 委託上限額

16,715,000円(消費税及び地方消費税10%を含む。)

(5) 委託期間

契約日から令和7年3月19日まで

(6) 担当部課

奈良県医療・介護保険局地域包括支援課

所在地 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁3階

電話 0742-27-8039 FAX 0742-26-1015

2 参加資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 県税(奈良県内に本店、支店等を有しない法人の場合は本店所在地の法人事業税)、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ③ 物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿登録者にあつては、参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑤ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 次のいずれにも該当しない法人格を有する団体であること。
- ア 役員等（役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- カ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
- キ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる。
- ク 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。
- ⑧ 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員となること、又は単独で応募することはできない。また、構成員すべてについて、上記①～⑦の要件を満たすこと。
- ⑨ 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（これに準ずると認められる団体を含む。）から就労環境の改善や人材育成の課題解決等に向けたコンサルティング業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- なお、複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員のいずれかがこの実績要件を満たす者であること。

3 公募手続きの日程等

福祉・介護事業所認証制度運営等支援業務委託公募型プロポーザル募集要項のとおり

4 その他

詳細は、募集要項による。募集要項は、奈良県医療・介護保険局地域包括支援課（奈良県庁3階）で配付するほか、奈良県医療・介護保険局地域包括支援課ホームページでも公開する。

(<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>)